

【2013年2月27日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第87号 ■

【今号の内容】

- 事業主の皆さま、希望者全員が65歳まで働くことができる制度になっていますか
- アンケートにご協力ください

事業主の皆さま、希望者全員が65歳まで働くことができる制度になっていますか

本年4月1日から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）が改正され、高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定める仕組みが廃止されます。

現在、継続雇用制度を導入し、労使協定で対象者を限定する基準を定めている場合は、3月31日までに就業規則を見直し、変更する必要があります。

改めて、4月の施行に向けたご準備をお願いいたします。

○ 主な改正のポイント

- ・ 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- ・ 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ・ 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ・ 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

○ 高年齢者雇用安定法の改正に関するQ & Aはこちらをご覧ください

- ・ 高年齢者雇用安定法Q & A（高年齢者雇用確保措置関係）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/qa/index.html>

〈参考〉

高年齢者を雇用するための環境整備を行った事業主には支援制度がありますので、ご活用ください。

○ 中小企業定年引上げ等奨励金（平成25年3月末廃止予定）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kounenrei-koyou/dl/01_0001.pdf

○ 高年齢者職域拡大等助成金（平成25年3月末廃止予定）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kounenrei-koyou/dl/01_0002.pdf

○ 高齢者労働移動受入企業助成金（新しい助成金に移行予定）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kounenrei-koyou/dl/01_0003.pdf

アンケートにご協力ください

日頃から「厚生労働省人事労務マガジン」をご愛読いただき、誠にありがとうございます。
います。

厚生労働省の施策や制度についての情報をお届けする、このメールマガジンも、
2010年10月の発刊から3年目を迎えました。

そこで、内容の一層の充実を図るため、アンケートを行いますので、ぜひご協
力ください。回答期間は、3月5日（火）までです。よろしく願いいたします。

【アンケート】

<http://www.mhlw.go.jp/mailmagazine/enquete-20130206.html>

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚生労働省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登
録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など
著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、
複製を行うことができます。
